

令和6年9月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 5 件

決算認定 10 件

条 例 案 5 件

単 行 案 7 件 (うち人事案1件)

承 認 1 件

報 告 11 件

以 上 39 件

9月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第89号 豊橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(多目的屋内施設整備推進室・人事課)

非常勤特別職の報酬を廃止及び新設するため、現行条例の一部を改正するもの

○廃止及び新設する非常勤特別職及び報酬額

廃止する非常勤特別職	新設する非常勤特別職	報酬額
多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業審査委員会委員	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業外部支援委員会委員	日額12,500円

(公布の日から施行)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。令和4年5月27日公布）の施行等により、宅地造成等工事規制区域を指定することに伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料を新設するほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料の新設等

1 宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に伴う手数料

手数料名	区分		単位	金額（円）
宅地造成等工事許可申請手数料	宅地造成又は特定盛土等を行う場合	切土又は盛土をする土地の面積		
		500㎡以内のもの	1件	17,000
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの		28,000
		1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		40,000
		2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの		59,000
		3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		67,000
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		92,000
		10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの		147,000
		20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの		226,000
		40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの		354,000
		70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの		500,000
		100,000㎡を超えるもの		646,000
	土石の堆積を行う場合	土石の堆積をする土地の面積		
		500㎡以内のもの	1件	12,000
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの		14,000
		1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		17,000
		2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの		20,000
		3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		29,000
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		33,000
		10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの		39,000
		20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの		54,000
		40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの		73,000
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	110,000			
100,000㎡を超えるもの	134,000			

※上記のほか、変更許可の申請に対する審査について、手数料の金額を規定

2 宅地造成等に関する工事の中間検査の申請に対する審査に伴う手数料

手数料名	区分	単位	金額（円）
宅地造成等工事中 中間検査申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積		
	500 m ² 以内のもの	1 件	3,000
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの		3,000
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの		4,000
	2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの		5,000
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの		6,000
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの		6,000
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの		6,000
	20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの		13,000
	40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの		25,000
	70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの		43,000
100,000 m ² を超えるもの	61,000		

3 規定の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。令和6年6月19日公布）による建築基準法の一部改正により、条例で引用する法律の項が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするもの

（1・2は令和7年1月1日、3は法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日から施行）

議案第91号 豊橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(国保年金課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。令和5年6月9日公布）による国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和6年12月2日から施行)

議案第92号 豊橋市都市公園条例の一部を改正する条例

(「スポーツのまち」づくり課・公園緑地課)

豊橋球場を廃止するため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

議案第93号 豊橋市自転車等駐車施設条例の一部を改正する条例

(土木管理課)

二川駅南口自転車等駐車場（西エリア）に自動二輪車用の駐車場を新設するため、現行条例の一部を改正するもの

○二川駅南口自転車等駐車場（西エリア（自動二輪車））

区分	期間	料金
一時利用	24時間までごとに	200円

(令和6年10月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第94号 新たに土地が生じたことの確認について

(行政課・みなと振興課)

(株)総合開発機構が保管施設用地とするため、本市明海町地先公有水面を埋め立て、新たに土地が生ずることとなったため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、これを確認するもの

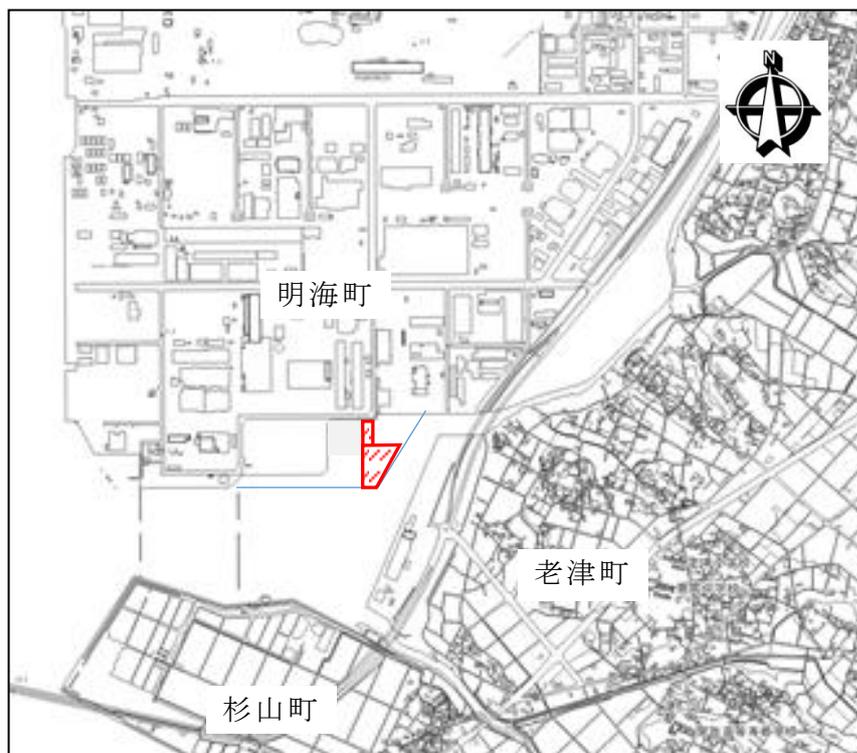
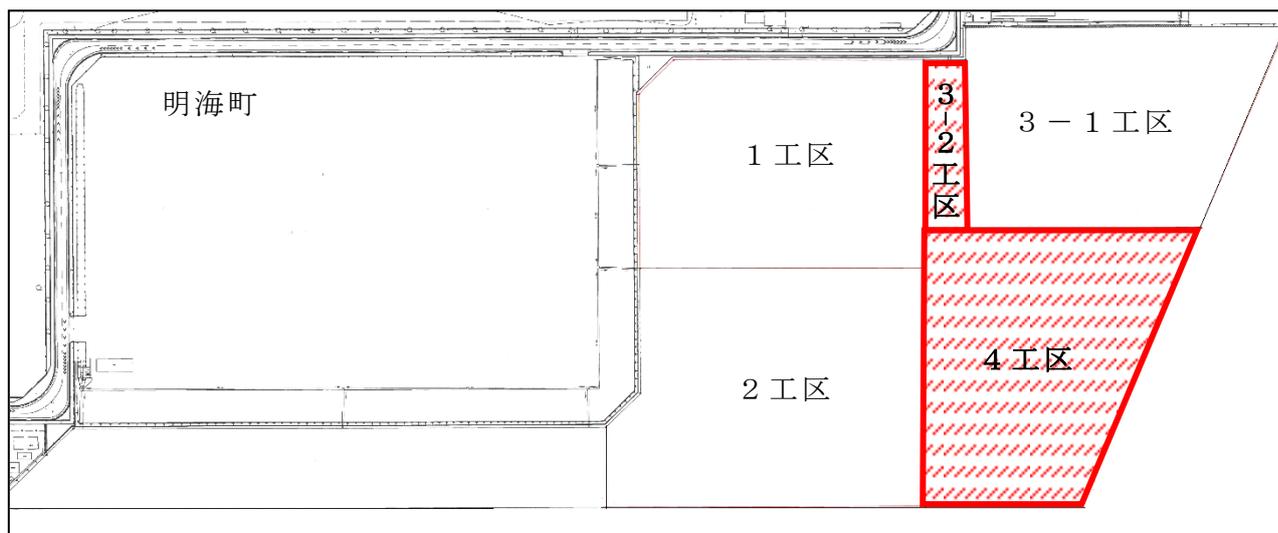
- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 しゅん功面積 | 2,736.54 m ² (3-2工区) |
| | 23,095.21 m ² (4工区) |
| 2 しゅん功認可年月日 | 令和6年6月7日 |

議案第95号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について

(行政課・みなと振興課)

新たに土地が生じたことの確認に伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日から当該区域を明海町に編入するもの

議案第94号・議案第95号参考図



凡	例
	確認区域 及び町編入区域

議案第96号 工事請負契約締結について

(契約検査課・「スポーツのまち」づくり課)

1 工 事 名 総合体育館屋根及びトイレ改修等工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

区 分	室 名
1 階	休憩ホール(4)、更衣室(2)、シャワー室(2)、多目的便所(2)、便所(8)
2 階	多目的便所(2)、便所(10)

- ・内部トイレ改修 一式
- ・内部バリアフリー改修 一式
- ・屋根改修 一式
- ・外壁改修 一式

3 落札年月日 令和6年8月2日

4 契約価格 748,000,000円

(予定価格 757,130,000円)

落札率 98.8%

5 請 負 人 (株)豊田組

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札1社)

議案第97号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工事名 豊城中学校南校舎長寿命化改良工事
 2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 1,561㎡(改修部分)

区分	室名
1階	校長室、職員室、事務室、放送室、印刷室、用務員室、更衣室(2)、倉庫(2)、ポンプ室、職員便所
2階	被服室、被服準備室、調理室、調理準備室、相談室、防災倉庫
3階	音楽室、音楽準備室(2)、多目的室、多目的準備室、倉庫

- ・内部改修 一式
- ・外部改修 一式

- 3 落札年月日 令和6年7月12日
 4 契約価格 253,000,000円
 (予定価格 255,640,000円)
 落札率 99.0%
 5 請負人 丸昇彦坂建設(株)
 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札2社)

議案第98号 特定事業の契約締結について

(多目的屋内施設整備推進室)

- 1 事業名 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業
- 2 事業概要
 - ・統括管理業務、設計・建設業務、運営業務、維持管理業務及び自主事業

3 施設概要

施設名称	主な施設内容
多目的屋内施設	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道・アーチェリー場、多目的室兼会議室、トレーニングルーム
公園基盤施設	多目的広場、こども広場、芝生広場、園路、テニスコート、相撲場、駐輪場、駐車場・ロータリー、屋外トイレ、管理用倉庫、休養施設

- 4 落札候補者決定日 令和6年5月28日
- 5 契約価格 23,069,999,700円
上記金額に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額
- 6 相手方 豊橋ネクストパーク(株)
- 7 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)(応札1グループ)
- 8 契約期間
 - ・設計・建設期間
 - 多目的屋内施設及び駐車場 特定事業契約締結日から令和9年7月31日まで
 - 上記以外 特定事業契約締結日から令和11年3月31日まで
 - ・維持管理・運営期間
 - 多目的屋内施設 令和9年10月1日から令和39年9月30日まで
 - 陸上競技場 令和9年4月1日から令和39年9月30日まで
 - 上記以外 令和11年4月1日(※)から令和39年9月30日まで

(※) 令和11年3月31日以前に整備を完了した場合は、整備完了後から維持管理及び運営期間とする。

議案第99号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(国保年金課)

地方自治法第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため議会の議決を求めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。令和5年6月9日公布）による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、規約を変更するもの

(令和6年12月2日から施行)

議案第100号 教育委員会委員の任命について

(教育政策課)

教育委員会委員西島豊が令和6年9月30日で任期満了となるため、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定数	4人
	任期	4年

[報 告]

報告第25号 令和5年度豊橋市内部統制評価報告書について

(行政課)

地方自治法第150条第6項の規定により、内部統制に関する評価報告書を議会へ提出するもの

1 整備及び運用に関する事項

本市は、令和2年4月1日に「豊橋市内部統制基本方針」を策定し、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、国のガイドラインに基づき内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

全庁的な内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ、運用されていたが、業務レベルの内部統制は有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握したことから、本市の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備2件について、必要な対応策を講じた。

報告第26号 出資法人の経営状況について

(行政課)

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況について議会に報告するもの

法人名	出資比率
豊橋市土地開発公社	100.0%
(公財) 豊橋市国際交流協会	99.0%
(公財) 豊橋市学校給食協会	83.3%
(株) 道の駅とよはし	65.0%
(公財) 豊橋みどりの協会	62.7%
(公財) 豊橋文化振興財団	51.2%
(株) 東三河食肉流通センター	37.6%
(公財) 豊橋市スポーツ協会	37.3%
豊橋駐車場(株)	34.9%
穂の国とよはし電力(株)	33.4%
三河港コンテナターミナル(株)	33.3%
豊橋ステーションビル(株)	25.0%
(株) 豊橋まちなか活性化センター	25.0%

報告第27号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和6年7月5日
(2) 変更する議決 令和4年第90号議決
工事請負契約締結について(多米小学校中・南校舎長寿命化改良工事(詳細設計付))

(3) 変更内容

契約価格	変更前	876,590,000円(※)
	変更後	877,708,700円
	差引き	1,118,700円

・外壁クラック処理等の施工数量の変更等のため

(※) 令和5年報告第30号(4)(専決処分の報告について)において、変更した後の価格

- 2 (1) 専決年月日 令和6年7月19日
(2) 変更する議決 令和5年第115号議決
工事請負契約締結について(磯辺小学校南校舎長寿命化改良工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	194,590,000円
	変更後	196,225,700円
	差引き	1,635,700円

・外壁クラック処理等の施工数量の変更等のため

(住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和6年8月9日
明渡しを求める市営住宅	西部住宅
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納月数 8月分

(保健給食課・道路維持課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和6年7月9日
- (2) 損害賠償の額 5,740円
- (3) 事故の概況 令和6年4月9日午前10時40分頃、豊橋市札木町110番地先の路上において、本市職員(教育部保健給食課)の運転する小型乗用自動車前方に停車していた相手方所有の軽乗用自動車の側方を通過しようとしたところ、相手方車両が急発進したため接触したもの
(豊橋市過失割合 10%)

- 2 (1) 専決年月日 令和6年8月13日
- (2) 損害賠償の額 109,199円
- (3) 事故の概況 令和6年7月16日午後2時頃、豊橋市飯村町字高山193番地先の路上において、本市職員(建設部道路維持課)が照明灯の点検を終えて相手方所有の高所作業車の作業床を下げようとしたところ、道路反射鏡に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)